

**秋の全国交通安全運動について**

平成17年9月21日（水）から30日（金）までの10日間「秋の交通安全運動」が実施されます。

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

**運動のスローガン**

『やめようよ 自分のルールで 走るのよ』

**運動の基本**

1. 高齢者の交通事故防止

**運動の重点**

1. 夕暮れ時の歩行中と自転車乗用中の交通事故防止（全国）
2. シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底（全国）
3. 飲酒運転等悪質・危険な運転の追放（山梨県）

そこで、次の県下主要幹線道路の歩道橋54箇所、交通安全期間中を含む9月21日から10月20日迄の1ヶ月間横断幕『確かめよう 点検整備と 車間距離』を掲示し、点検整備の必要性を啓蒙しますので、横断幕の掲示についてご協力をお願いします。

**17年度 秋 横断幕設置歩道橋一覧**

支部名		設置箇所	支部名		設置箇所
甲府東	1	山梨学院大学	市川	29	田富町田富
	2	甲府警察署前		30	昭和町押越
	3	甲府市相生	南巨摩北	31	身延町下山公民館前
甲府西	4	国母清水新居		32	身延町丸滝
	5	甲府市富竹第二		33	中富町西島
	6	甲府市富竹		34	鰍沢町役場入口
	7	甲府市富竹		35	増穂小学校前
甲府南	8	山県神社北	南巨摩南	36	南部町越渡
	9	竜王駅入口	東八	37	御坂町夏目原
		10		竜王町篠原	38
11	甲府南高等学校前	39		石和南小学校前（下り）	
12	甲府市国母	40		八代町役場前	
甲府北	13	甲府市上阿原	日下部	41	三富村下釜口
	14	甲府市向町		42	山梨市南
甲府北	15	甲府市緑ヶ丘	塩山	43	勝沼町東雲
	16	甲府市北新		44	勝沼町勝沼

	17	甲府市武田	岳麓	45	鳴沢村鳴沢
	18	甲府市美咲		46	富士吉田市新屋
	19	甲府市北口		47	山中湖村山中湖
峡北	20	武川村牧ノ原		48	富士河口湖町小立
韮崎	21	韮崎市穴山橋	大月	49	大月市初狩
南アルプス南	22	南アルプス市清水		50	大月市真木入口
	23	南アルプス市十日市場 角力場	都留	51	都留市東桂
	24	南アルプス市十五所		52	都留市小沼
南アルプス北	25	南アルプス市野牛島	上野原	53	上野原町鶴川入口
	26	桃源郷マラソン橋		54	上野原町四方津公民館前
	27	上今諏訪連絡橋			
	28	甲西バイパス 在家塚			

なお、設置開始日及び設置箇所については変更することがあります。

## 自動車点検整備促進キャンペーンの実施について

国土交通省並びに警察庁の指導のもと自動車ユーザーの自動車に対する自主的な「保守管理意識」の高揚を図り、自動車の適切な点検・整備の実施促進を通じて、自動車の事故防止並びに地球環境保全等に資するため、都道府県自動車整備振興会及び傘下整備事業者が、自動車ユーザーとのコミュニケーションを深め、自動車ユーザーに自動車の基本構造及び点検・整備についての知識と理解を広めることを目的に、自動車点検整備促進キャンペーンが実施されます。

なお、自動車整備関係の実施事項並びに内容は次のとおりとなりますので、積極的に展開されますようよろしくお願いいたします。

- (1) 実施期間：平成17年10月1日～10月31日（1ヶ月間）
- (2) スローガン：「安全を しっかりサポート マイカー点検」
- (3) 振興会の実施事項

### 広報活動

#### ①点検整備促進キャンペーン内容のホームページ掲載

ホームページwhats new欄にキャンペーンの主な内容及び点検教室等の実施内容を紹介する。

#### ②整備事業者への周知

会報AMS及び支部長会議並びに各支部月例会で点検整備促進キャンペーン内容と各事業所での実施事項について周知する。

#### ③マスメディア等での広報

- ◇テレビ YBS放送
- ◇ラジオ YBSラジオ
- ◇新聞 山梨日日新聞

◇駅等でのチラシの配布：甲府駅等で通勤時間帯にチラシを配布する。

#### ④点検教室の開催〔2箇所〕

11月中旬を目途に山梨県内の保育園でマイカー点検教室を開催予定。

#### ⑤横断幕、のぼり旗の掲出

振興会並びに商工組合来場者の目に付きやすい場所に横断幕、のぼりを掲示すると共に会員工場の店頭への掲示を実施する。

#### ⑥ポスター、チラシの配布

各事業所でのポスター掲示並びに自動車ユーザー向けチラシの配布等活用を促す。

#### ⑦イベントへの参加

自動車ユーザーとのコミュニケーションを推進し、点検・整備の必要性、保守管理意識の高揚を図る。

#### (4) 整備事業者の実施事項

##### ①のぼり旗等の掲示

事業場店頭へののぼり旗等を掲示し期間中の来場ユーザーに対し、点検整備促進PRを行う。

##### ②ポスターの掲示、チラシの配布

事業所の窓口等の来場者の目に付きやすい箇所にポスターの掲示並びにチラシを備え置き配布する。

##### ③お客様との対話促進

自動車に関する種々の相談に応じる等、お客様との対話を積極的に推進し、電話、訪問等により、お客様との信頼関係を深める。

##### ④各種イベントの企画実施

キャンペーン期間中に来店したお客様に記念品等をプレゼントする等、各社独自のイベントを企画実施する。

## オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページは、平成13年に開設され、現在は、会員名簿を追加するなどリニューアルされています。

また、会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないことから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

つきましては、会員各位の積極的なご参加をよろしく申し上げます。

#### 1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

#### 2) 作成料金

基本作成料	本文	¥5,250	(消費税含む)
	写真(1枚)	¥3,150	(消費税含む)
	地図	¥5,250	(消費税含む)
個人情報保護に関する基本方針ページ		¥1,000	(消費税含む)

次の6パターンの組み合わせが可能です。

A	基本のみ	¥5,250
B	基本+写真(1)	¥8,400
C	基本+地図	¥10,500
D	基本+写真(2)	¥11,550
E	基本+写真(1)+地図	¥13,650
F	基本+写真(2)+地図	¥16,800
G	個人情報保護に関する基本方針ページ	¥1,000

(各タイプに対応できるオプションです)

### 3) 申込方法及び期限

作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。  
提出先：振興会指導課まで

### 4) 注意事項

- ◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。
- ◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。
- ◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。
- ◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

\* オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。

**AMSのホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！**

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧ください。

## ホームページ・リンクへのお願い

現在、振興会のホームページへは約17,000件のアクセス件数があります。AMS青年部の協力を得て、定期的に内容を更新することにより、多くのユーザーにご利用頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることが可能です。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われまます。

ご希望の事業場につきましては、下記電話番号へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

**TEL 055-262-4422** (指導課 担当：山下・輿石・飯島)

## 自動車リサイクル法における引取業者の 取引に当たっての確認事項について

経済産業省及び環境省から自動車関係団体に対し、使用済自動車の引取業者における自動車(中古車及び使用済自動車)取引時の確認事項について次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

### 自動車リサイクル法におけるリサイクル料金負担の 安易な転嫁の禁止について

#### ー最終所有者の特定とリサイクル料金負担の考え方ー

#### 自動車の引き渡しにおける留意点

『自動車を、中古車として譲渡するのか、使用済自動車として引き渡すのか』については、当該自動車の所有者の意志に基づき決定されることが基本であるが、これに加えて客観的事実というのも当然に判断材料となると考えられる。

例えば、事業者が中古車として下取った自動車に関し以下のような引き渡しを行う場合は、客観的には使用済自動車を引き渡していると判断される。

このため、引き渡す者が最終所有者としてリサイクル料金を預託あるいはリサイクル預託金相当額を負担すべきであり、これを安易に中古車として譲渡した形をとり、リサイクル料

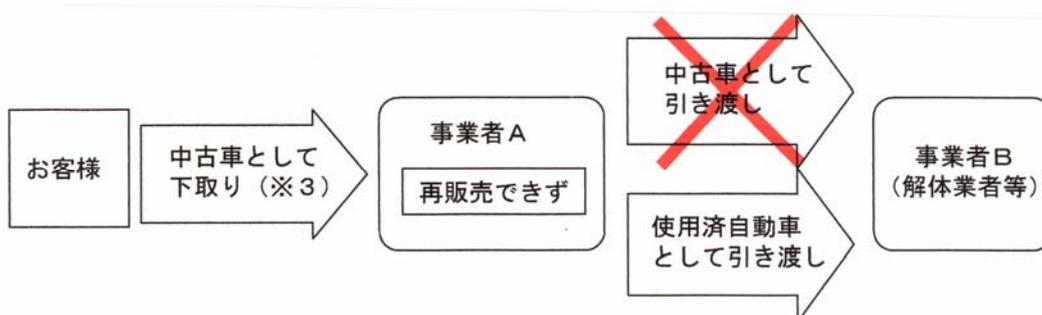
金に関する負担を先送りすること（次の事業者にリサイクル料金を持たせること）は不適当であることにご留意頂きたい。

なお、以上のような安易な取引を次事業者に対し強制する場合、独占禁止法に基づき禁止されている「不公正な取引方法（優越的地位の濫用）」に該当する可能性があることにも留意。

### 客観的に使用済自動車の引き渡しと判断される例

- ①事業者Aがお客様から中古車として下取ったものの、その後中古車として販売できずに解体業者等のその他の事業者Bに引き渡す場合
- ②オークション会場にて取引が成立しなかった自動車をそのまま解体業者等に引き渡す場合
- ③事故車等についてそのまま使用済みとするために解体業者等に引き渡す場合

〈上記の①の例〉



※事業者Aが中古車として下取った場合であっても、客観的に使用済自動車を引き取ったと判断される場合も存在。この場合、事業者Aが引取業の登録を受けていない場合は、自動車リサイクル法の無登録営業となり罰則が適用される。事業者Aが登録を受けた引取業者の場合は、引取業者としての行為義務を履行していないこととなり都道府県知事等による勧告・命令の対象となる。

○なお、本資料はあくまで客観的に使用済自動車の引渡しと判断される場合に、これを中古車として譲渡した形をとることでリサイクル料金に関する負担を先送りすることを不適当と整理することを趣旨とするものであり、中古車売買自体を規制するものではないことに留意頂きたい。

## 自動車のブレーキパッド等のアスベスト（石綿）について

アスベスト（石綿）による健康被害問題は最近大きく取り上げられ、社会問題となっております。自動車整備関係でも、全国で従業員の疾病者数が24名、うち死亡者数9名が報告されております。

国産車では、自工会の自主規制により1993年から乗用車及び小型商用車、これら以外の車種（大型貨物等）についても1995年以降から切り替え1996年10月以降に生産された車両には使用されておられません。

また、部品メーカーにおきましても既に、2000年5月までに段階的にノンアスベストに切り替わっております。

石綿は、耐熱性・耐腐食性・耐摩耗性等に優れた材料ですが、その粉塵を吸引することにより、肺がん、中皮種を発生することが明らかであります。このような重篤な健康障害を防止する観点から、製造等が禁止される有害物質として石綿含有製品のうち10品目を追加する「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が平成16年10月1日から施行されております。その結果、次の製品については、その使用等が禁止されております。

〈使用禁止製品〉

石綿（アンモサイト及びクロシドライトを除く）をその重量の1%を超えて含有する以下に掲げる石綿含有製品を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないことになりました。

- ①石綿セメント円筒、②押出成形セメント板、③住宅屋根用化粧スレート、
- ④繊維強化セメント板、⑤窯業系サイディング、⑥クラッチフェーシング、
- ⑦クラッチライニング、⑧ブレーキパッド、⑨ブレーキライニング、
- ⑩接着剤

従いまして、自動車の整備等に使用する場合は、製品素材を確認し、安全な製品を使用させていただきますとともに、整備等に携わる方には、必ず有効な防塵マスクを着用する等労働安全面に注意し、従業者には定期的に健康診断を実施し、また粉塵が付近に飛び散らないように配慮をお願いします。

### 〔石綿を含有する在庫品の使用等の停止について〕

平成17年8月25日  
(社) 日本自動車整備振興会連合会  
専務理事 樋口忠夫

厚生労働省においては平成16年10月1日より石綿を含有する建材、ブレーキ等の摩擦材及び接着剤の製造等を禁止し、平成16年10月1日以前に製造、又は輸入された石綿含有製品の使用は可能としていましたが、この度、石綿被害が社会的な問題となっていることから石綿を含有する在庫品についても、新たな使用を直ちに停止する旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会傘下会員に石綿が含有していると思われる在庫品につきましては今後使用しないよう周知のほどお願いします。

### 〔自動車整備事業における石綿取扱いについて〕

業務連絡  
平成17年8月23日  
(社) 日本自動車整備振興会連合会

石綿に関する健康被害調査等につきましては、ご多忙のところ、また、短時間での調査にご協力いただきましてありがとうございます。

このたび、国土交通省から石綿の取扱いについては、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法等の関係法令により規定されているため、これらの法令の遵守により石綿の適正な取扱いに万全を期すように連絡がありました。

つきましては、貴会傘下会員に対して、機会をとらえて石綿の適正な取扱いについて周知して下さるようお願いいたします。

## 〔石綿による健康障害防止対策への適切な対応について〕

(社) 日本自動車整備振興会連合会  
専務理事 樋口忠夫

厚生労働省から、過去に、石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業に従事していた元労働者等に、肺がん、中皮種等の健康障害が多発していることから、本問題への適切な対応をする旨の通知が国土交通省にあり、当会に国土交通省整備課から連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、今後、整備業界においても健康障害等を発生する恐れが予測されることから貴会傘下会員に対し従業員、元従業員及び退職者に対する健康診断受診の呼びかけ、また、事業場からの石綿に関する問い合わせのための相談窓口が設置されましたので周知のほどお願いします。

基発第 07150015 号  
平成 17 年 7 月 15 日

国土交通省官房長 殿

厚生労働省労働基準局長

### 石綿による健康障害防止対策への適切な対応について（依頼）

日頃から労働基準行政の推進に格段のご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、過去に、石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業（以下「石綿取扱い作業等」という。）に従事していた元労働者等に、肺がん、中皮種等の健康障害が多発していること、また、石綿による健康障害が今後も増加することが懸念されるなど、石綿による健康問題が社会的な関心を集めており、本問題への適切な対応が求められています。

このような状況に鑑み、石綿取扱い作業等従事労働者の健康障害防止対策の更なる徹底とともに、過去に石綿取扱い作業等に従事していた退職者の健康管理の充実等を図るため、石綿による健康障害が発生している事業場への立ち入り調査等を行うとともに、過去に石綿取扱い作業等に従事した元労働者等への働きかけ等を行うこととしたところです。

貴省におかれましては、下記について、関係団体に対する周知等により、石綿による健康被害の防止の徹底に御協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱っていたことのある事業場における対策の徹底**  
石綿含有製品を製造し又は取り扱っていたことのある事業場においては、石綿による中皮種等が増加する傾向にあること等を踏まえて、石綿取扱い作業等に従事し退職した者について、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という）第 40 条で規定する健康診断と同様の健康診断を速やかに実施するとともに、関係労働者等に対して労働安全衛生法第 67 条に基づく健康管理手帳及び労災補償制度に関する周知を行うこと。
- 2 現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場における対策の徹底**  
ジョイントシート、シール材等の製造、使用等の禁止が猶予されている石綿含有製品を現に製造し又は取り扱っている事業場においては、石綿則等の関係法令に基づく適切な局所排気装置の設置、健康診断の実施等の実施を改めて確認するとともに、適切な健康障害防止措置の徹底を図ること。  
また、石綿取扱い作業等に従事していた退職者について、石綿則第 40 条で規定する健康診断と同様の健康診断を速やかに実施するとともに、関係労働者に対して労働安全衛生法第 67 条に基づく健康管理手帳及び労災補償制度に関する周知を行うこと。
- 3 建築物の解体作業等における石綿粉じんの発散防止の徹底**

建築物の解体作業等を行う事業者においては、石綿則等に基づく措置の確実な実施により、石綿粉塵の飛散防止の徹底を図ること。

#### 4 健康相談、石綿のばく露防止対策に関する相談等について

労働者、事業者等からの健康相談、石綿のばく露防止対策に関する相談等について、各労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、独立行政法人労働者健康福祉機構の産業保険推進センター及び労災病院等において対応することとしており、これらの相談窓口等を活用し、適切な石綿障害防止対策が実施されているか確認等を行うとともに、対策の充実、徹底を図ること。

##### 【各種相談窓口について】

[石綿のばく露防止対策に関する一般的事項、労災補償制度、健康管理手帳等]

- 山梨労働局労働基準部 安全衛生課 (電話 055-225-2855)
- 山梨労働局労働基準部 労災補償課 (電話 055-225-2856)
- 甲府労働基準監督署 (電話 055-224-5611)
- 都留労働基準監督署 (電話 0554-43-2195)
- 鵜沢労働基準監督署 (電話 0556-22-3181)
- 山梨労働基準監督署 (電話 0553-22-2921)

[産業保険関係者、石綿による健康障害を受けられた労働者及びその家族からの健康に関する相談]

- 山梨産業保険推進センター (電話 055-220-7020)

[石綿ばく露歴のある労働者、その家族、開業医等からの診断・治療、健康診断に関する相談]

- 東京労災病院 (電話 03-3742-7301)
- 関東労災病院 (電話 044-411-3131)
- 横浜労災病院 (電話 045-474-8111)

##### 【健康相談窓口】

- 各保健所
  - ・甲府保健所 (電話 055-237-1381)
  - ・小笠原保健所 (電話 055-282-1157)
  - ・石和保健所 (電話 055-262-1935)
  - ・日下部保健所 (電話 0553-20-2750)
  - ・身延保健所 (電話 0556-62-1073)
  - ・韭崎保健所 (電話 0551-23-3056)
  - ・大月保健所 (電話 0554-22-7824)
  - ・吉田保健所 (電話 0555-24-9032)
- 医務課 (電話 055-223-1480)
- 健康増進課 (電話 055-223-1493)

##### 【周辺環境及び廃棄物処理に関する相談窓口】

- 各地区地域振興局林務環境部 (環境課)
  - ・峡中地域振興局林務環境部 (電話 055-233-8136)
  - ・峡東地域振興局林務環境部 (電話 0553-20-2739)
  - ・峡南地域振興局林務環境部 (電話 0556-22-8151)
  - ・峡北地域振興局林務環境部 (電話 0551-23-3090)
  - ・富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部 (電話 0554-22-7838)
  - ・富士北麓・東部地域振興局吉田林務環境部 (電話 0555-24-9036)
- 大気水質保全課 (電話 055-223-1510)
- 環境整備課 (電話 055-223-1518)

## 平成16年度自動車分解整備業実態調査結果の概要について

この度、平成16年度の自動車分解整備業実態調査の調査結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

### 1. 目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業に係る行政全般の基礎資料として活用することを目的として毎年実施しているものです。

### 2. 調査時点

平成16年6月末現在。売上高等については、平成16年6月末に最も近い決算期分。

### 3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者のうち、平成16年6月末現在の全事業場から、業態別・規模別に抽出した1割の事業場を対象として調査を行い、その調査データから全体の数値を算出しています。

#### (1) 総整備売上高

総整備売上高は5兆8,899億円で、前年と比較すると914億円（1.6%）の増加となっています。2年連続で対前年度比は増加しており、回復傾向にあるといえます。

#### (2) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は541,695人で、前年と比較すると198人（0.04%）と僅かに増加しています。

#### (3) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は389,129人で、前年と比較すると886人（0.2%）の増加となっています。うち整備士数については330,277人で、前年と比較すると1,359人（0.4%）の増加となっています。また、整備要員数に対する整備士数の割合（整備士保有率）は84.9%で前年と比較すると0.2ポイントの増加となっています。

#### (4) 整備要員1人当り年間整備売上高

整備要員1人当り年間整備売上高（平均）は、15,287千円で、前年と比較すると1.3%の増加となっています。なお、業態別では以下のとおりです。

専業	10,967千円（対前年比 2.0%増）
兼業	13,087千円（対前年比 1.1%増）
ディーラー	23,762千円（対前年比 1.1%増）

#### (5) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢（平均）は40.2歳で、前年と比較すると0.5歳上昇しており、高齢化の進み具合は近年の傾向と同様となっています。

#### (6) 年間整備要員給与

年間整備要員給与（平均）は3,867千円となり、前年と比較すると0.4%の増加となっています。

## 関東ブロック共同広報「ラジオコマーシャル」について

先月に引き続き、関東ブロック共同広報「ラジオコマーシャル」の10月分放送予定時間が下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

10月放送予定時間

放送局名		山梨放送	F M 富士
番組名 日にち・曜日		「765morning」 & 「くちこみアルキメデス」コーナー内	「SUPER TODAY FUJI」 コーナー内
3日	月	9:10	8:45
4日	火	7:50	7:35
5日	水	7:15, 8:57	8:45
6日	木	7:00	7:35
7日	金	9:20	8:45
10日	月	8:20	7:35
11日	火	7:30, 8:57	8:45
12日	水	8:40	7:35, 8:45
13日	木	8:57	8:45
14日	金	7:50	7:35
17日	月	9:10	8:45
18日	火	7:00	7:25
19日	水	8:57	8:45
20日	木	7:50	7:35
21日	金	8:20	8:45
24日	月	7:00	7:35
25日	火	8:57	8:45
26日	水	7:50	7:35
27日	木	8:00	8:45
28日	金	8:30	7:35, 8:45
31日	月	9:10	8:45

## 組合緊急課題対応集中指導事業について

この事業は、会員・組合員の皆様が事業経営の中で抱えている問題に対して、即座に対応するため経営指導専門家にご指導頂き、その解決方法を見出して情報提供する事業です。

この経営上の問題点を提供して頂き把握するために、上條資男先生（経営コンサルタント）並びに中央会担当者を交えて下記のとおり座談会を開催しました。

記

日 時	平成17年8月18日（木） 17:00～			
場 所	振興会会議室			
出席者	荻原理事長	根津経営委員長	田口経営副委員長	大木支部長
	沢登支部長	渡辺支部長	須田経営委員	

座談会においては、売上管理、売掛金、整備料金、諸費用等様々な課題が提案されましたが、若手経営者・後継者の方から現在直面している事業経営の問題点等を提案して頂くことも必要であるという結論となりました。

若手経営者、後継者の方にご出席頂き、次のとおり座談会を開催致しますので、ご出席をお願い致します。

## 座談会へご出席のお願い

今年度、会員・組合員事業場の経営健全化対策の一環として、経営上あるいは業務執行上の問題や悩み等を、直接経営指導専門家がお聞きし、問題点の把握や改善提案の取りまとめを具体的をお願いすることによって、会員・組合員事業の改善、さらには、事業経営に役立つ有益情報の提供を促進することを目的に、標記座談会を下記により開催致します。

今回は若手経営者・後継者の方に座談会にご出席願ひ、日頃の事業経営の中で抱える課題をお話し頂き、その解決方法を専門家（経営コンサルタント）にご提言願ひ、具体的対応方を会員・組合員の皆様に情報提供するよう組み立てて行きたいと思ひます。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、ご都合お繰り合わせの上ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご案内文は既に会員・組合員の皆様に送付（8/30付）致しました。

### 記

日 時	平成17年9月22日（木）	19時～
場 所	振興会会議室	
出席者	若手経営者、後継者	
専門家	経営コンサルタント	上條資男 氏
担 当	振興会・商工組合指導課	(TEL 055-262-4422)

## 平成17年度整備主任者（法令）研修が開催されます

標記研修を、下記により実施致します。

なお、研修日程等のご案内は、追って郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受講されますようお願い致します。

### 記

- 1、研修対象者  
各事業場で選任されている整備主任者全員（但し、平成17年度自動車検査員〔7月実施済〕研修受講者は免除されます）
- 2、研修会場  
振興会研修センター

### 3、研修費用

3,000円（受講料1,700円、資料代1,300円）研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。なお、複数整備主任者を選任している事業場が受講する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。（ただし、当日持参しなかった場合はご購入いただきます）したがって1事業場で別々に受講される場合、資料を持参すれば、研修費は1,700円となります。

### 4、研修証明

研修修了の証明を行いますので、自動車整備士技能者手帳を必ず持参して下さい。

### 5、日程表

月 日	受付研修時間帯	該 当 支 部
10月 4日（火）	午前の部	甲府東・甲府南
10月 4日（火）	午後の部	日下部・大月・上野原・支部外
10月11日（火）	午前の部	南アルプス南・南アルプス北・市川
10月11日（火）	午後の部	南巨摩南・南巨摩北・韮崎・都留
10月14日（金）	午前の部	東八・塩山
10月14日（金）	午後の部	岳麓
10月17日（月）	午前の部	甲府西・甲府北・峡北

- 6、時間割 【午前の部】 受付 9:00～9:30  
研修 9:30～12:00  
【午後の部】 受付 13:00～13:30  
研修 13:30～16:00

## 平成17年度整備主任者（技術）研修が開催されます

先月の会報でもお知らせしましたが、平成17年度の標記研修を下記により実施致します。なお、該当日時等は、追って郵送にて各事業場へ通知しますので必ず受講されますよう、お願い致します。

### 記

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者  
(1事業場1名以上)
2. 研修場所 振興会教室・実習場
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 (学科) ①新機構、新装置の解説  
②作業環境汚染の防止等について  
(実習) ①電気配線図を活用する診断技術  
②ハイブリットシステム
5. 受講料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
6. 研修時間 受付 9:00～ 9:30  
研修 9:30～16:00

7. 研修日程 下表を参照して下さい

月 日	該 当 支 部
9月 8日 (木)	南巨摩北・南アルプス北
9月22日 (木)	岳麓
10月 6日 (木)	岳麓
10月13日 (木)	東八
10月20日 (木)	甲府東・都留
11月10日 (木)	甲府西
11月17日 (木)	甲府南
11月24日 (木)	甲府南・市川
12月 1日 (木)	甲府北・大月
12月15日 (木)	峡北・塩山
12月22日 (木)	韮崎・上野原
1月19日 (木)	日下部・南巨摩南
2月 9日 (木)	南アルプス南・東八
2月16日 (木)	支部外

**平成17年度第2回技術講習所講習生募集**

次のような要領で技術講習を行います、希望者はお申込み下さい

1. 実施種目と募集人数 (最低人数に達しない種目は開講しません)

- (1) 2級ガソリン 15人～25人
- (2) 2級ジーゼル 15人～25人
- (3) 3級ガソリン 15人～30人

2. 募集期間と受講申し込み

- (1) 募集期間 9月12日(月)～10月7日(金)
- (2) 受講申込み 会報の巻末に添付してある受講申込書に記入してお申込み下さい。  
裏面の受講上の注意もお読み下さい。

3. 講習日 (火曜日 土曜日) 土曜日

月	講習日				
10	18	22	25		
11	1	8	15	19	22
12	6	13	17	20	
1	10	17	21	24	
2	7	14	18	21	

4. 受講料 (受講料にはテキスト代 資料代を含みます)

種 目	受 講 料	
2 級課程	会 員	56,000円
	会員外	80,000円
3 級課程	会 員	55,500円
	会員外	79,500円

5. 受講資格 (実務経験は講習修了日迄とします)

2 級課程 3 級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関して、3 年以上の実務経験を有する者

(但し大学機械科卒業者は1年6カ月、高校機械科卒業者は2年)

3 級課程 自動車の整備作業に関して1年以上の実務を経験を有する者

(但し大学機械科卒業者及び高校機械科卒業者は6カ月)

6. 講習修了日 (修了式) 平成18年3月14日 (火) の予定

7. ご不明の点は振興会教育課にお尋ね下さい。

**平成17年度第2回自動車整備士技能検定試験の実施について**

標記試験が次の通り実施されますので振興会、教育課にお申し込み下さい。  
検定試験申請用紙は教育課に用意してあります。

1. 実施種目 1 級小型自動車整備士
2. 申込期間 17年10月11日 (火) ~ 10月21日 (金)
3. 学科試験 17年11月30日 (水)
4. 試験会場 振興会研修センター (予定)
5. 受験資格 二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士 (二級二輪は不可) に合格してから3年以上の自動車の整備作業の実務経験者。
6. 申込時に持参するもの
  - ①受験費用 7,500円 (内訳 申請料7,200円 通信、用紙代等300円)
  - ②二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士の合格証書
  - ③写真1枚 (6、0cm×4、5cm)
  - ④印鑑

追 記 1 級小型講習の教科書を必要な方はお申し込みください。  
1 セット 9、870 円（税込み）  
（内訳 エンジン電子制御 シヤシ電子制御 新技術 総合診断 法令教材）

## 第 15 回自動車整備技能競技大会が開催されました

標記競技大会が、8 月 27 日（土）振興会において盛大に開催されました。『くるま社会において整備事業の技術について権威ある適正な評価を行い、技能のより一層の向上を促すとともに職責に誇りと励みを与え、かつ、競技大会を通じて整備士相互の連帯交流を強める一方、整備事業の公共性と業界の訓練・技能研鑽の姿勢を広く社会に示し、業界に対する正しい理解と認識を高め、業界の健全な発展と自動車の安全確保及び環境保全に寄与する』を目的に、関東運輸局山梨運輸支局を始め、関係機関、団体等の後援並びに協力を得て開催されました。

そこで、出場選手は日頃培った実力を思う存分発揮され、正々堂々と白熱した競技が展開され大健闘されました。

各選手とも競技に正面から取り組み、この大会を通じ自動車の点検・整備の必要性和大切さを再確認する場になり、目的は十分達成されたものと思われます。

なお、入賞者は、次のとおりでした。

### 優 勝 都留支部

〔監督〕 佐藤 充 (有) 三協自動車修理工場  
〔選手〕 細田 浩一 (株) セントラルモーターズ  
柳原 一之 (有) ツルオートサービス

### 準優勝 甲府南支部

〔監督〕 藤代 建男 (有) 藤代自動車  
〔選手〕 中澤 公行 中澤自動車整備工場  
篠原 聡 (有) 藤代自動車

### 第 3 位 市川支部

〔監督〕 杉野 拾一 (株) 杉野ホンダ販売  
〔選手〕 帯津 一仁 清川自動車  
飯島 一彰 "

※ 優勝された都留支部の細田浩一、柳原一之両選手は、全国大会（平成 17 年 11 月 12 日（土）東京ビックサイト）に県代表として出場されます。

皆様の応援をよろしくお願い致します。



# 受 講 申 込 書

山梨県自動車整備振興会  
技術講習所長 殿

平成 年 月 日

	種 目		受 理 番 号	
ふりがな	希望種目 (○で囲む)	2級ガソリン 3級ガソリン 2級ジーゼル		
受講者氏名	性別	実務経験年数(申込時)及勤務先事業場の名称		
生年月日	男 女	S・H 年 月 ~ 年 月	年 月	
現住所 (連絡先)	印 才	S・H 年 月 ~ 年 月	年 月	
現勤務先名 (又は職業) 所在地	TEL	S・H 年 月 ~ 年 月	年 月	
学 歴 (専攻科目)	TEL	合 計 年 月 2級受講者は3級合格日以降の実務経験年数を記入		
(証明欄)	学校名 ( S・H 年 月 日 ) 卒業	3級整備士	合格日 S・H 年 月 日	写 真 貼 付 欄 ○最近6ヵ月以内の上半身 脱帽のもの ○大きさは たて 6cm よこ 4.5cm
事業所名 代表者名 所在地	上記の受講者は希望する種目に必要な実務経験年 数を有していることを証明します。	雇用保険番号	登録試験・検定試験(学科)合格者は 種目・番号・日付を記入	○全面にのりを付けて貼り 付けること
所 認 証 番 号 8-	TEL			